

官報

号外 昭和三十一年三月八日

○第二十四回 衆議院 會議録 第十九号

昭和三十一年三月八日(木曜日)

議事日程 第十七号

昭和三十一年三月八日

午後一時開議

第一 開拓融資保証法の二部を改正する法律案(内閣提出)

第二 農林漁業金融公庫法の二部を改正する法律案(内閣提出)

第三 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 所得税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

第五 昭和二十八年度、昭和二十九年及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第九 電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の會議に付した案件

充春対策審議会委員任命につき国会法第三十九条但書の規定により議決を求めるの件

日程第一 開拓融資保証法の二部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 所得税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

日程第五 昭和二十八年度、昭和二十九年及び昭和三十年年度における国債整理基金に充てべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時十九分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

○議長(金谷秀次君) お諮りいたします。内閣から、充春対策審議会委員に本院議員田中伊三次君、同松岡松平君、同中山マサ君、同眞鍋儀十君、同神近市子君、同吉田賢一君、参議院議員井上清一君、同一松定吉君、同藤原道子君及び同宮城タマヨ君を任命するため、国会法第三十九条ただし書の規定により本院の議決を得たいとの申し出がありました。右申し出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、その通り決しました。

日程第一 開拓融資保証法の二部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出)

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十一年三月八日 衆議院會議第十九号 開拓融資保証法の一部を改正する法律案外三案

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、日程第一ないし第三とともに、内閣提出、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案を追加して、四案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

日程第一、開拓融資保証法の一部を改正する法律案、日程第二、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案、日程第三、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事吉川久衛君。

開拓融資保証法の一部を改正する法律案
開拓融資保証法の一部を改正する法律案

開拓融資保証法(昭和二十八年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「二億円」を「二億五千万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 開拓融資保証法第五条第二項の改正に伴い政府から出資すべき金額は、昭和三十一年度において出資するものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中「四百六十六億七百万円」を「四百七十六億七百万円」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林漁業金融公庫法第四条の改正に伴い政府から出資すべき十億

円の金額は、昭和三十一年度において出資するものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

第五条の見出し中「健康証明書」を

「証明書」に改め、同条第一項中「政令で定める家畜の所有者は、家畜の伝染性疾病にかかつていない旨の健康証明書」を「牛(省令で定めるものを除く)、馬又は豚の所有者は、牛にあつてはブルセラ病及び結核病、馬にあつては馬伝染性貧血、豚にあつては豚コレラにかかつていない旨の証明書」に改め、同条第三項中「第一項の健康証明書」を「第一項本文の証明書」に改め、同条第四項中「第一項第一号の一定期間並びに同項の健康証明書、同項第二号の証明書及び」を「第一項本文及び第二号の証明

書の様式、同項第一号の一定期間並びに」に改める。

第十二条第二項中「及び第五条第一項の健康証明書のある家畜」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(報告及び通報の義務)

第十二条の二 都道府県知事は、この章の規定により家畜の伝染性疾病の発生の予防のためとつた措置につき、省令の定めるところにより、その実施状況及び実施の結果を農林大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。

第二十四条中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第三十条に次の一項を加える。

2 前項の検査、注射又は薬治には、第七条及び第八条の規定を準用する。

第三十一条第一項中「結核病」を「ブルセラ病及び結核病」に改める。

第四十六条第一項中「第三十条」を「第三十一条第一項並びに同条第二項において準用する第七条及び第八条」に改める。

第五十二条中「動物の所有者」の下

に「獣医師、家畜の伝染性疾病の病原体の所有者」を加える。

第五十八条第一項各号列記以外の部分中「左に掲げる家畜」を「左に掲げる動物」に、「当該家畜の死体」を「当該動物の死体」に改め、同項第二号中「結核病」を「ブルセラ病、結核病」に改め、同項第四号中「第三十条」を「第三十一条第一項、第三十一条第一項」に改め、同条第二項中「家畜」を「動物」に改める。

第六十一条中「第八条」の下に「(第三十条第二項及び第三十一条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十五条第七号中「第三十条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 改正前の家畜伝染病予防法第五条第三項の規定により発行された健康証明書でこの法律の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、改正後の同条第一項本文の証明書とみなす。

3 前項に規定する健康証明書の有る家畜についての家畜伝染病予防法第十二条第二項の規定の適用に

つては、当該健康証明書の有効期間中に限り、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後でも、なお従前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案

開拓者資金融通法の一部を改正する法律

開拓者資金融通法（昭和二十二年法律第六号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

政令で定める区域内で農地開発機械公団の保有する機械及び器具を使用して行い農地の造成の事業の施行に係る開拓地（第二号において機械開墾地区開拓地という。）において耕作の業務を営む者（以下機械開墾地区開拓者という。）又はその組織する法人に対しては、政府は、前項各号に掲げる資金の外、毎年度予算の範囲内において、左の資金を貸し付けることができる。

一 開墾作業を行うのに必要な資金

二 機械開墾地区開拓地における特別な営農条件のため必要とされる飲料水供給施設その他の施設で政令で定めるものを設置するのに必要な資金

第二条第一項中「前条の規定による貸付金（以下貸付金という。）を」を「前条第一項の規定による貸付金」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、機械開墾地区開拓者又はその組織する法人に対する貸付金（農林省令で定める資金に係るものを除く。）については、その貸付金の額が農林省令で定める額をこえる場合には、そのこえる部分につき、償還期間二十五年（すなわち償還期間を含む。）以内、年利五分の均等年賦償還の方法によるものとする。

第二条第二項中「前条第一号」を「前条第一項第一号」に、「五年」を「八年」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「貸付金の全部」を「前条の規定による貸付金（以下貸付金という。）の全部」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

前条第二項の規定による貸付金の償還は、同項第一号の資金については、償還期間二十年（すなわち償還期間を含む。）以内、年利三分六厘五毛の均等年賦償還の方法により、同項第二号の資金については、償還期間二十五年（すなわち償還期間を含む。）以内、年利五分の均等年賦償還の方法によるものとする。

第二条に次の一項を加える。

第一項から第三項までに規定するすなわち償還期間は、貸付の日の属する会計年度の初日から起算し、前条第一項第一号の資金を、第一項に規定する償還条件で貸し付ける場合は五年、第二項に規定する償還条件で貸し付ける場合は三年、同条第一項第二号の資金を貸し付ける場合は五年、同条第一項第三号の資金を、第一項本文に規定する償還条件で貸し付ける場合は一年、同項但書に規定する償還条件で貸し付ける場合は五年、同条第二項各号の資金を貸し付ける場合は五年とし、第一項又は第三項のすなわち償還期間中は、無利子とする。

第三条第三項中「前条第一項又は第二項」を「前条第一項から第三項まで」に改め、第四条中「第二条」を「第二条」に改め、

二条第四項」に改め、第六条第一項中「第二条第三項第三号」を「第二条第四項第三号」に改め、第七条第二項中「第六条第二項」を「前条第二項」に改め、「又は都道府県農地委員会」を削る。

附則に次の一項を加える。

昭和二十八年及び昭和二十九年に発生した災害により二年連続して被害を受けた者又はその組織する法人で政令で定めるものに第一項第一項第一号の資金を貸し付ける場合における第二項第二項の規定の適用については、同項中「八年」とあるのは、「十二年」とする。

附 則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔吉川久衛君登壇〕

○吉川久衛君 たいま議題となりまして、内閣提出、開拓融資保証法の一部を改正する法律案外三法律案につきまして、農林水産委員会におきまして審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず、開拓融資保証法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正点は、開拓者の増加及び営農の進展に伴う資金需要の増大に伴い、中央保証協会の現在の基金をもつてしては、開拓者の債務保証の要請に応じ切れなくなりましたので、同協会に対する政府からの出資金を三十一年度においてさらに五千万円追加出資して総額二億五千万円とし、肥料、飼料及び種苗等の購入に必要な短期営農資金の円滑なる融通をはからんとするものであります。

本案は、去る二月四日委員会に付託され、同月九日政府から提案理由の説明を聴取するとともに、二十三日の委員会において質疑を行い、これを終了いたしましたのであります。

質疑の詳細については会議録により御承知願うこととし、そのおもなるものを一、二申し上げますと、政府は、財政上の制約により、今回の出資金を五千万円にとどめた結果、今後において地方保証協会の出資金と中央保証協会の出資金とは依然均衡を保持することができず、その結果十分なる保証力を発揮し得ないこととなり、開拓農民の必要とする短期営農資金の融通が円滑を欠くこととならないか、また、地方保証協会についても同様、都道府県の出資と開拓農協等の出資の比率の改

善に一そ努力すべきでないか等の質問に対し、政府はその趣旨に沿ひ答へたいとの答弁があつたのであります。

かくして、三月六日討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決された次第であります。

なお、本案に対し次のような趣旨の附帯決議を付すことに、これまた全会一致で決定いたしました次第であります。

政府は、今後中央開拓融資保証協会に対する政府出資金の増大に努めるとともに、政府の出資金と地方開拓融資保証協会に対する都道府県出資金及び会員出資金とが、総体として適正なる均衡状態を維持するよう、行政上万全の措置を講ずべきである。

以上であります。

次に、内閣提出、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

農林漁業金融公庫は、食糧増産等重要農林施策に呼応して、その生産施設資金を融通するほか、新農村建設等の新規事業に要する資金を融通するため、昭和三十一年度の貸付計画において二百九十億円を予定しているのであります。その原資は、出資金として十

億円、借入金として二百億円及び回収金の八十億円であります。政府よりこの十億円を公庫へ出資するために公庫法の一部を改正する必要があるため、この法律案が提出されたのであります。すなわち、公庫法第四条中、政府からの出資金が四百六十六億七千万円となつてゐるのを、十億円増額して四百七十六億七千万円に改めるものであります。

本案は二月十一日委員会に付託となり、同月十四日政府より提案理由の説明を聴取し、同二十四日及び三月一日委員会において質疑を行い、また、二月二十八日には大蔵委員会の申し入れにより連合審査会を開きましたが、質疑応答の内容については省略いたします。

三月六日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもつて政府原案の通り可決いたしました。

次いで、井谷委員提出の附帯決議案について採決の結果、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

附帯決議を朗読いたします。

農林漁業の生産力を維持増進するための公庫資金は、長期且つ低利であるべきであるから、政府は今後、

十分なる原資の確保に努めることは勿論であるが、これが資金構成についても、出資金と借入金との比率を是正し、もつて公庫業務の円滑なる遂行にいかんなきを期すべきである。

なお、公庫の貸付業務の実施に当つては、農林漁業者の実体に応じ極力手続の簡素化に努むべきである。

右決議する。

次に、内閣提出、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

畜産の振興をはかるため、家畜の伝染病の発生を予防し、その蔓延を防止することの重要性は申すまでもありませんが、家畜伝染病予防法に基いて努力が払われました結果、最近家畜防疫態勢の整備は著しく進捗し、家畜伝染病の発生も次第に減少して参つてゐるのであります。従いまして、最近、この法律の規定の適用に当りまして、家畜防疫の実情に必ずしも即応しない点が生じたので、この際これを適正化しようというのが提案の理由であります。

その内容とするところは、まず第一は、法第五条において、牛、馬及び豚が都道府県の区域を越えて移動する際には、伝染性疾病にかかつていない旨の健康証明書がなければならぬとなつておりましたが、この規定を若干緩和して、乳牛及び種雄牛につきましてはブルセラ病及び結核病に、馬につきましては馬伝染性貧血に、豚につきましては豚コレラに、それぞれかかつていない旨の証明書があれば移動できるようにいたしました。家畜の取引について手続の簡素化をはかりました点であります。第二点は、都道府県知事が家畜の伝染性疾病の発生の予防のためとつた措置について、その実施の状況及び結果を農林大臣に報告せしめるとともに、関係都道府県知事に通報して相互に防疫の円滑をはかるように改正しようというのであります。その他、ブルセラ病蔓延防止のため、乳牛及び種雄牛等についても年一回以上検査を行うこと、ブルセラ病で殺処分を受けた場合、牛の所有者へ交付する殺手当てを評価額の三分の一から五分の四に引き上げたこと等がおもな改正点であります。

が、その内容については會議録によつて御承知願います。

三月六日質疑を終了し、討論を省略して、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて政府原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

次に、内閣提出、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案について申し上げます。

今回の改正は、機械開墾地区の特殊性にかんがみまして、この地区への入植者に対し、開墾作業に必要な資金並びに飲料水供給施設等に必要資金を貸し付けることができるようにし、これらの資金の償還条件等をきめたこと、及び、家畜資金等中期資金について償還条件を緩和するとともに、昭和二十八、二十九年の連年災害をこうむつた開拓者に対しては、農機具、畜舎等、生産の基盤となる設備を整えるに必要な資金を貸し付けることによつて、窮状を打開し、営農の基盤を確立させて経営の安定をはかるため、新たに五分五厘、三年据置十二年償還の資金を設けたこと等であります。

本案は、二月四日本委員会に付託となり、同九日政府より提案理由の説明を聴取し、三月一日及び同月六日の両日にわたり質疑を行つたのであります。

本案は、二月十日政府から提出され、本委員会に付託となるや、二月十四日提案理由の説明を聴取するとともに

に、二月二十八日には大蔵委員会と連合審査会を開き、三月六日以来連日にわたって慎重審査をいたし、本日の委員会において質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって可決すべきものと議決いたしました次第であります。

以上、御報告を終わります。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 四案を一括して採決いたします。四案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、四案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第四 所得税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)
日程第五 昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(益谷秀次君) 日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、その通り決しました。

日程第四、所得税法の一部を改正する法律案、日程第五、昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。提出者の趣旨弁明及び委員長の報告を求めます。大蔵委員長松原喜之次君。

所得税法の一部を改正する法律案
所得税法の一部を改正する法律
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項第八号中「退職年金又は」を「共済制度(第一号に規定する保険に類する業務をなすことを主たる目的とするものに限る。)又は退職年金若しくは」に改める。

附 則
1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の所得税法をい

る。新法の規定は、昭和三十一年分以後の所得税について適用し、昭和三十年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に昭和三十一年分の所得税につき旧法第二十九条第一項から第三項までの規定による申告書を提出した者及びこの法律の施行前に同年分の所得税につき旧法第四十四条第五項において準用する同条第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律の施行前に旧法第四十四条第五項において準用する同条第一項から第三項まで又は同条第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律の施行の日から起算して二月以内に、政府に対し、更正の請求をすることが出来る。

5 前項の規定による更正の請求は、新法第二十七条第六項の規定による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、新法第三十二条第三項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「昭和三十一年四月一日」とする。

による更正の請求とみなして、同条第七項及び第八項、新法第三十二条第三項並びに新法第七章の規定を適用する。この場合において、新法第三十二条第三項において準用する新法第三十一条第三項中「確定申告書又は損失申告書の提出期限」とあるのは、「昭和三十一年四月一日」とする。

本案施行に要する経費
本案施行による減収見込は、約六千万円である。

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和三十一年三月八日 衆議院會議録第十九号 所得税法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十一年三月八日 衆議院會議第十九号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

給付及び年金給付等を中心として、一応体系的なおぼしき形態をとって発展してきたものであります。しかしながら、たとえば、家族療養費について、その半額が自己負担といった工合に、医療保障制度においてもなお十分でない点が多々あるのであります。そこで、社会保障制度の実際の運営に当っては、別途、官庁、会社等におきまして、療養費の自己負担部分を軽減ないし免除するような措置を講じている実情と聞いていますのであります。また、地方教職員及び警察職員等にもあります。社会保障制度の完全な形態を希望するため、過去数年来、これが解決策として、条例に基きまして現行法上の社会保障制度に対する補完的共済制度を実施して参ったところもあるものであります。昭和二十七年に社会保障料控除制度の新設がはかられた際、この共済制度についても非課税の恩典が与えられたのであります。しかるに、たまたま昭和二十九年に市町村職員共済組合法が制定されましたとき、その附則で所得税法の改正が行われ、この非課税規定が削除されてしまったのであります。この市町村職員共済組合法が制定されました際にも、

要するに、この法律の趣旨が、市町村の一般職員に対し、他の公務員並みの待遇が確保されるように制度的に保障することになりましたので、この法律で保障しようとするのと同程度以上の給付をしている既存の市町村の健康保険組合については、引き続きその存続を認める経過規定が設けられているのであります。従つて、他の公務員並み以上の付加給付が行われている、こうした健康保険組合の掛金に対し、所得税法上の非課税規定が適用されていることは、言うまでもないところであります。しかるに、たまたま、このようない付加給付が、従来非課税とされていた互助組合のような別個の団体で行われていたものにつきましては、非課税の恩典が剝奪されるに至つたものであり、いろいろな事情もあったかもしれませんが、不合理と言わざるを得ないのであります。

以上述べましたような理由及び経緯にかんがみまして、条例により地方公共団体がその職員に関し実施する共済制度に基き職員が負担する費用について、健康保険法による保険に類する業務をなすことを主たる目的とするものに限り、この際非課税とする必要があると考えまして、本法律案を提出した次第であります。

なお、この改正により、約六千万円の減収を生ずることになりますので、大蔵委員会におきましては、この法律案を決定するに際しまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により政府に対し意見を求めましたところ、政府においては、やむを得ない旨の意見を陳せられました。

以上がこの法律案の提出理由並びにその内容の概略であります。何とぞ、御審議の上、御賛成あらんことを切望いたします次第であります。

次に、ただいまあわせて議題となりました昭和二十八年、昭和二十九年及び昭和三十年に於ける国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、昭和二十八年以降昭和三十年までの間におきましては、国債の元金償還に充てるための一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、前々年度の繰入歳出の決算上の剰余金の二分の一相当

額のみにとどめ、前年度国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰り入れはこれを停止するという特別措置がとられ、また、日本国有鉄道及び日本電信電話公社の旧特別会計当時の公債及び借入金、公社の発足の際一般会計の負担に帰属せしめ、そのかわり公社は同額の債務を政府に対して負うこととしたし、その元利金の支払いについては、二十八年以降は、一般会計を経由することなく、直接国債整理基金特別会計に繰り入れるという特別の措置が講ぜられたのであります。が、昭和三十一年度におきましても、経理の簡素化をはかるため、引き続き前年度と同様の特別措置を講ずることとしたそうとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る六日質疑を打ち切り、討論を省略して、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、日程第四につき採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

次に、日程第五につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第六 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(金谷秀次君) 日程第六、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長高橋順一君。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表名称の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

東京中野簡易裁判所	中野簡易裁判所
静岡三島簡易裁判所	三島簡易裁判所
愛知瀬戸簡易裁判所	瀬戸簡易裁判所
八尾簡易裁判所	豊前簡易裁判所
六角簡易裁判所	白石簡易裁判所
佐須奈簡易裁判所	上原簡易裁判所
石狩深川簡易裁判所	深川簡易裁判所

別表第四表所在地の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。

長野県埴科郡埴科屋代町	長野県埴科郡屋代町
福岡県築上郡八屋町	豊前市
佐賀県杵島郡六角村	佐賀県杵島郡白石町
長崎県上県郡佐須奈村	長崎県上県郡上原町

別表第五表東京中野簡易裁判所の名称の欄中「東京中野」を「中野」に、同表五日市簡易裁判所の管轄区域の欄中「平井村」を「大久野村」に改め、同表藤沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「小出村」及び「御所見村」を「有馬村」を削り、「渋谷町」を「渋谷村」に改め、同表小田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「西秦野村」を「大根村」を削り、「西秦野町」に改め、同表厚木簡易裁判所の管轄区域の欄中「相川村」を削り、同表浦和簡易裁判所の管轄区域の欄中「志木町」を「宗岡村」を「足立町」に、同表久高簡易裁判所の管轄区域の欄中「須賀村」を「宮代町」に改め、同表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「川柳村」及び「金杉村」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「龜井村」今宿村を「鳩山村」に改め、同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「星宮村」太井村「下忍村」、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「七郷村」、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「湖北村」、「二川村」木間ヶ瀬村及び「布佐町」並びに同表東金簡易裁判所の管轄区域の欄中「緑海村」を削り、同表八日市場簡易裁判所の管轄区域の欄中「千代田村」「二川村」を「芝山町」に改め、同表佐原簡易裁判所の項を次のように改める。

昭和三十一年三月八日 衆議院會議録第十九号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

佐原	千葉県の内 佐原市 香取郡の内 栗源町 下総町 神崎町 大栄町 千湯町 小見川町 山田町 東庄町
----	--

同表常陸太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「郡戸村」久米村「金郷村」を「金砂郷村」に改め、「堀田村」を削り、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤沢村」斗利出村「栄村」九重村「栗原村」山ノ荘村を「新治村」桜村に改め、「舟島村」及び「板橋村」を削り、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「生坂村」長竿村「源清田村」を「河内村」に改め、同表宇都宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「上都賀郡の内」南押原村「南摩村」、同表栃木市簡易裁判所の管轄区域の欄中「三依村」、同表大田原簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐久山町」、同表栃木簡易裁判所の管轄区域の欄中「真名子村」及び「南大飼村」並びに同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「生井村」を削り、同表静岡三島簡易裁判所の名称の欄中「静岡三島」を「三島」に改め、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩田村」及び「池田村」を削り、同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「大嵐村」を「足和田村」に改め、「西浜村」を削り、同表屋代簡易裁判所の管轄区域の欄中「埴科屋代町」を「屋代町」に改め、「五加村」及び「力石村」を削り、同表新津簡易裁判所の管轄区域の欄中「須田村」を削り、同表高田簡易裁判所の管轄区域の欄中「里五十公野村」を「三和村」に、「名香山村」を「妙高々原村」に改め、「上杉村」を削り、同表直江津簡易裁判所の管轄区域の欄中「美守村」、同表阿倍野簡易裁判所の管轄区域の欄中「中河内郡の内」加美村「巽町」、同表吹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田村」、同表茨木簡易裁判所の管轄区域の欄中「福井村」、「石河村」見山村「清溪村」及び「三箇牧村」並びに同表布施簡易裁判所の管轄区域の欄中「中河内郡の内」高安村「南高安町」曙川村を削り、同表古市簡易裁判所の管轄区域の欄中「松原市」を「松原市」中河内郡に、「志紀村」を「志紀町」に改め、「中河内郡の内」長吉村「瓜破村」矢田村を削り、同表京都簡易裁判所の項を次のように改める。

京都府の内	京都府の内
京都市の内	京都市の内
中京区 北区 上京区 左京区 東山区 下京区 南区	

同表舞鶴簡易裁判所の管轄区域の欄中「神崎村」岡田下村「岡田上村」岡田中村「八雲村」を「加佐町」に改め、同表神戸簡易裁判所の項を次のように改める。

昭和三十一年三月八日 衆議院會議録第十九号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

二二八

神	兵庫県の内 神戸市の内 生田区 長田区 須磨区 兵庫区(道場町、八多町、大沢町及び長尾町を除く) 垂水区 東垂水町、舞子町、西垂水町、多聞町、名谷町、塩屋町及び下畑町 三木市 美郷郡
---	--

同表三田簡易裁判所の項及び明石簡易裁判所の項を次のように改める。

三	兵庫県の内 神戸市の内 兵庫区道場町、八多町、大沢町及び長尾町 有馬郡
明	兵庫県の内 明石市 神戸市の内 垂水区(東垂水町、舞子町、西垂水町、多聞町、名谷町、塩屋町及び下畑町を除く)

同表桜井簡易裁判所の管轄区域の欄中「三輪町」を「大三輪町」に改め、「織田村、纏向村」を削り、同表吉野簡易裁判所の管轄区域の欄中「秋野村」を削り、同表近江八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「苗村、鏡山村」を「龍王町」に改め、同表海南簡易裁判所の項を次のように改める。

海	和歌山県の内 海南市 海南郡の内 安原村 初島町 下津町 野上町 美里町 細野村
---	---

同表妙寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「樺太村」及び「応其村」を削り、「麻生津村 王子村上名手村 名手町 狩宿村」を「那賀町」に改め、同表串本簡易裁判所の管轄区域の欄中「潮解村 田並村 有田村 和深村」、同表名古屋簡易裁判所の管轄区域の欄中「愛知郡の内、及び同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「天白村」を削り、同表愛知瀬戸簡易裁判所の名称の欄中「愛知瀬戸」を「瀬戸」に、同表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「明星村 竜宮村」を「竜宮村」に、「丹生村 五ヶ谷村」を「勢和村」に改め、同表伊勢簡易裁判所の管轄区域の欄中「田丸

町」を「玉城町」に改め、「有田村」及び「東外城田村」を削り、同表福井簡易裁判所の管轄区域の欄中「志津村 三方村 天津村」を「清水町」に改め、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸坂村」を削り、同表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の欄中「東志和村 志和堀村 西志和村」を「志和町」に、「久寿村 竹仁村」を「福富町」に改め、同表徳山簡易裁判所の管轄区域の欄中「岡防村」及び同表鹿野簡易裁判所の管轄区域の欄中「向道村 須金村」を削り、同表本郷簡易裁判所の管轄区域の欄中「桑根村」を「美川村」に改め、「河山村」を削り、同表美作簡易裁判所の管轄区域の欄中「公文村」、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「米里村」及び同表倉吉簡易裁判所の管轄区域の欄中「藤手村」を削り、同表八幡簡易裁判所の管轄区域の欄中「大誠村 栄村」を「大栄町」に、同表黒坂簡易裁判所の管轄区域の欄中「日野上村」を「伯南町」に、「山上村 大宮村 阿尾織村」を「高宮村」に改め、同表久留米簡易裁判所の項を次のように改める。

久	福岡県の内 久留米市 三井郡 三潁郡の内 城島町 三潁町 筑邦町 大善寺町
---	--

同表八屋簡易裁判所の名称の欄中「八屋」を「豊前」に、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「築上郡」を「豊前市 築上郡」に、同表六角簡易裁判所の名称の欄中「六角」を「白石」に改め、同簡易裁判所の管轄区域の欄中「六角村」を「白石町」に改め、「須古村 白石町」及び「南有明村」を削り、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「今福町」を削り、同表佐須奈簡易裁判所の名称の欄中「佐須奈」を「上原」に改め、同表荒尾簡易裁判所の管轄区域の欄中「清里村」を削り、同表天草簡易裁判所の管轄区域の欄中「御領村 鬼池村 手野村 城河原村」を「五和町」に、「宮田村 浦村 棚底村」を「倉岳村」に改め、「二江町」を削り、同表加世田簡易裁判所の管轄区域の欄中「坊津村」を「坊津町」に改め、同表仙台簡易裁判所の管轄区域の欄中「桃生郡の内、及び同表石巻簡易裁判所の項を次のように改める。

石	宮城県の内 石巻市 桃生郡 牡鹿郡
---	----------------------

同表三春簡易裁判所の管轄区域の欄中「巖江村」及び同表会津若松簡易裁判所の管轄区域の欄中「長瀬村」を削り、同表平簡易裁判所の管轄区域の欄中「内郷市」を「内郷市 勿来市」に改

め、同表赤湯簡易裁判所の管轄区域の欄中「中川村」、同表三戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「田部村」、同表宮古簡易裁判所の管轄区域の欄中「門馬村 小国村」、同表横手簡易裁判所の管轄区域の欄中「館合村」及び同表大曲簡易裁判所の管轄区域の欄中「平鹿郡の内」を削り、同表八戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「北川村」を「名川町」に、「向村 名久井村 平良崎村」を「南部村」に、同表三本木簡易裁判所の管轄区域の欄中「戸来村 野沢村 浅田村 川内村 豊崎村」を「新郷村」に、同表石狩深川簡易裁判所の名称の欄中「石狩深川」を「深川」に、同表三本木簡易裁判所の管轄区域の欄中「石田村 神前村 富田村 松尾村」を「寒川村 大川村」に改め、同

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔高橋頼一君登壇〕

○高橋頼一君 ただいま議題となりました、内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

この法律案の要旨は、第一は、簡易裁判所の名称はその大部分が所在地の市町村の名称を冠している関係上、最近の市町村の廃置分合等に伴いまして、七つの簡易裁判所の庁名を改称しようとするものであります。第二は、裁判所の管轄区域は、行政区画またはこれに準ずべき区域を基準として定められておる関係上、市町村その他の行政区画の変更に伴いまして、合計

十四の簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものであります。第三は、従前の市町村の一部合併または分離に伴い、裁判所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更等のあつたものにつきまして、この法律の別表第四表及び第五表について、当然必要とされる整理を行おうとするものであります。

法務委員会におきましては、本改正案は、最近一カ年間に於ける市町村の廃置分合に伴う結果として、簡易裁判所の名称あるいは管轄区域に関し、慣例に従つて整理をしようとするものであつて、おおむね妥当な措置と考えられたのであるが、ただ、簡易裁判所の管轄区域の変更によつて当然事務量の増減が予想されるが、これに対し、職員、裁判官等予算上の措置はどうか

なつておるかとの質問があり、これに

表大内簡易裁判所の管轄区域の欄中「白鳥本町」を「白鳥町」に改め、「福栄村 五名村 白鳥村」を削り、同表丸亀簡易裁判所の管轄区域の欄中「飯野村」及び同表善通寺簡易裁判所の管轄区域の欄中「高篠村」を削り、同表徳島簡易裁判所の管轄区域の欄中「住吉村」を「藍住町」に改め、「藍園村」を削り、同表本山簡易裁判所の管轄区域の欄中「吉野村」を削る。

附則

- 1 この法律は、昭和三十一年五月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

日程第七 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）

日程第八 高圧ガス取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

○副議長（杉山元治郎君） 日程第七、

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案、日程第八、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長神田博君。

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業金融公庫法（昭和二十八法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の一条を加える。

第三十四条の二 公庫は、昭和三十一年度において、主務大臣の認可を受けて、第二十五条第一項の規定により借り入れた資金のうち十億円を商工組合中央金庫に対して貸し付けることができる。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年三月五日

参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 益谷 秀次殿

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案

高圧ガス取締法の一部を改正する法律

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号を次のように改める。

三 常用の温度において圧力が二キログラム毎平方センチメートル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が二キログラム毎平方センチメートル以上であるもの又は圧力が二キログラム毎平方センチメートルとなる場合の温度が三十五度以下である液化ガス

第二条第四号中「シアン化水素ガス、フロン十一ガス、ブロムメチルガス」を「液化シアン化水素、液化ブロムメチル」に改める。

第二十四条の次に次の四条を加える。

(消費)

第二十四条の二 五百キログラム以上の液化酸素を貯蔵することができる設備に貯蔵して液化酸素を消費する者(以下「液化酸素消費者」という。)は、事業所ごとに、消費開始の日より二十日前までに、消費のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

費する者(以下「液化酸素消費者」という。)は、事業所ごとに、消費開始の日より二十日前までに、消費のための施設の位置、構造及び設備並びに消費の方法を記載した書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の三 液化酸素消費者は、消費のための施設を、その位置、構造及び設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 液化酸素消費者は、通商産業省令で定める技術上の基準に従つて液化酸素の消費をしなければならない。

3 都道府県知事は、液化酸素消費者の消費のための施設又は消費の方法が前二項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように消費のための施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその技術上の基準に従つて液化酸素の消費をすべきことを命ずることができる。

第二十四条の四 液化酸素消費者は、消費のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は消費の方法を変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならない。

同条第一項の次に次の一項を加える。

2 販売業者(通商産業省令で定める高圧ガスを販売する者に限る。以下この条及び第三十四条において同じ。)又は液化酸素消費者は、販売所又は事業所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、高圧ガス取扱主任者(以下「取扱主任者」という。)を選任し、高圧ガスの取扱又は液化酸素の消費に係る保安について監督を行わなければならない。

第二十四条の五 前三条に定めるものの外、通商産業省令で定める高圧ガスの消費は、消費の場所、数量その他消費の方法について通商産業省令で定める技術上の基準に従つてしなければならない。

第二十五条(見出しを含む)中「消費及び」を削る。

第二十七条中「販売業者又は」を「販売業者」に改め、「占有者」の下に「又は液化酸素消費者」を加える。

第二十八条の見出しを「(作業主任者及び取扱主任者)」に改め、同条第二項中「第一種製造者」の下に「販売業者又は液化酸素消費者」を加え、「前項」を「第一項又は前項」に改め、「作業主任者」の下に「又は取扱主任者」を加え、同項を同条第三項とし、

く命令及び」を「若しくはこの法律に基く命令又は」に改める。

第三十四条中「若しくはその代理者」の下に「若しくは取扱主任者」を、「第一種製造者」の下に「販売業者又は液化酸素消費者」を加え、「又はその代理者」を「若しくはその代理者又は取扱主任者」に改める。

第三十六条第一項中「高圧ガス貯蔵所」を「若しくは貯蔵所、液化酸素の消費のための施設」に改める。

第三十七条第一項中「事業所又は高圧ガス貯蔵所」を「事業所、高圧ガス貯蔵所又は第二十四条の二の事業所」に改め、同項及び同条第二項中「第二種製造者又は」を「第二種製造者」に改め、「占有者」の下に「又は液化酸素消費者」を加える。

第三十八条第一項第一号中「第十二条第三項」を削り、同項第三号中「第二十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第二項中「第二種製造者」の下に「又は液化酸素消費者」を、「その製造」の下に「又は消費」を加え、同項第一号中「第十二条第三項」の下に「第二十四条の三第三項」を加え、同項に次の一号を加える。

第三十一条(見出しを含む)中「国家試験」を「作業主任者試験」に改める。

第三十二条第一項中「作業主任者」の下に「又は取扱主任者」を加え、同条第二項中「高圧ガスの製造」の下に「若しくは販売又は液化酸素の消費」を、「作業主任者」の下に「又は取扱主任者」を加え、「又はこの法律に基

三 第二十八條第二項の規定に違反したとき。

第三十九條第一号中「第二種製造者又は」を「第二種製造者、」に改め、

「占有者」の下に「又は液化酸素消費者」を加え、「施設又は高圧ガス貯蔵所」を「施設、高圧ガス貯蔵所又は液化酸素の消費のための施設」に改め、同条第二号中「占有者」の下に「液化酸素消費者」を加える。

第四十六條の見出し中「容器の」の下に「刻印及び」を加え、同条第一項を次のように改める。

容器検査に合格した容器の所有者は、前条第一項の規定により容器証明書の交付を受けたときは、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、その容器に、刻印及び表示をしなければならない。

その表示が滅失したときも、同様とする。

第四十八條第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第四十六條第一項の表示をしてあること。

第六十一條中「高圧ガスの輸入をした者」の下に「液化酸素消費者」を加える。

第六十五條中「第十六條第一項」を「第十四條第二項、第十六條第一項、第十九條第一項」に改める。

第六十八條中「国家試験」を「作業主任者試験」に改める。

第七十條中「六箇月」を「二年」に改める。

第七十三條第一項の表中「七千円」を「九千円」に、「五千円」を「六千五百円」に、「二千円」を「二千五百円」に、「千円」を「千三百円」に、「三千円」を「四千円」に、「国家試験」を「作業主任者試験」に、「八百円」を「千円」に、「二百円」を「三百円」に、「六十円」を「八十円」に、「五十円」を「七十円」に改め、同条第十二号の次に次の一号を加える。

十三 第五十四條第一項の規定による容器証明書の書換を受けようとする者

八十円

第七十三條第二項中「国家試験」を「通商産業大臣が行う作業主任者試験」に、「作業主任者免状」を「通商産業大臣が行う作業主任者試験に係る作業主任者免状」に改める。

第七十四條の見出し中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第一項中「通商産業大臣又は」を削り、「第五條第三項若しくは」を「第五條第三項、」に改め、「第四項」の下に「第二十四條の二若しくは第二十四條の四第二項」を加える。

第七十五條中「第二十三條から第二十五條まで」を「第二十三條、第二十四條、第二十四條の三第一項若しくは第二項、第二十四條の五、第二十五條」に改める。

第八十一條第六号中「製造」の下に「若しくは消費を加え、同条第七号中「高圧ガス貯蔵所」の下に「若しくは液化酸素の消費のための施設」を加える。

第八十二條第一号中「第二十三條から第二十五條まで」を「第二十八條第二項」に改める。

第八十三條第一号中「第二十八條第二項」を「第二十四條の二、第二十四條の四、第二十八條第三項」に改め、同条第二号中「第十三條」の下に「第二十三條、第二十四條、第二十四條の三第一項若しくは第二項」を加える。

第八十三條第一号中「第二十八條第二項」を「第二十四條の二、第二十四條の四、第二十八條第三項」に改め、同条第二号中「第十三條」の下に「第二十三條、第二十四條、第二十四條の三第一項若しくは第二項」を加える。

第八十三條第一号中「第二十八條第二項」を「第二十四條の二、第二十四條の四、第二十八條第三項」に改め、同条第二号中「第十三條」の下に「第二十三條、第二十四條、第二十四條の三第一項若しくは第二項」を加える。

項、第二十四條の五、第二十五條」を加える。

第八十四條ただし書を削る。

附 則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める。ただし、第二條第三号及び第四号、第二十九條第三項、第三十一條、第六十五條、第六十八條、第七十條並びに第七十三條の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第二條第三号の改正規定の施行の際現に改正後の同号の規定により新たに高圧ガスとされた液化ガス（以下「追加ガス」という。）の製造をしていない者のその追加ガスに關しては、同号の改正規定の施行の日から一月間は、第五條第一項又は第十四條第一項の規定は、適用しない。その期間内に第五條第一項又は第十四條第一項の許可を申請した場合において、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

3 第二條第三号の改正規定の施行の際現に追加ガスの製造をしていない者のその追加ガスに關する第五條第二項の規定の適用について

は、同項中「事業開始の日」とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）による第二條第三号の改正規定の施行の日」とする。

4 この法律の施行の際現に液化酸素消費者である者に關する第二十四條の二の規定の適用については、同条中「消費開始の日」の二十日前までに、とあるのは、「高圧ガス取締法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）の施行の日から一月以内に」とする。

5 第二十九條第三項及び第三十一條の改正規定の施行の際現に従前のこれらの規定により行われた国家試験に合格している者は、改正後のこれらの規定による作業主任者試験に合格しているものとみなす。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔神田博君登壇〕

○神田博君 ただいま議題となりました中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案外一件について、商工委員会の審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

昭和三十一年三月八日 衆議院會議第十九号 電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

まず、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

現在、商工組合中央金庫は、中小企業金融の分野において、組合系統金融機関として独特の役割を果しているのがあります。組合金融を一そう円滑にし、中小企業の組織化をさらに推進するためには、当金庫の現行貸出金利の引き下げが当面における重要な問題の一つとなつてゐるというのであります。そのためには、当金庫の所属組合の協力に期待するところが大きいのもちろんであります。極力これを援助するため、さしあたりの措置として、昭和三十一年度には、資金運用部資金特別会計より二十億円の低利資金を中小企業金融公庫に供給をし、中小企業金融公庫はこのうちの十億円を商工組合中央金庫に対して貸し付けることができるようにするものであります。

以上が提案の理由並びに改正の要点であります。

本改正法律案は、二月十七日当委員会に付託され、同月二十一日政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました。三月六日質疑に入り、翌七日の二日間にはわたり、政府委員と、当委員会委員内田常雄君、阿左美廣治君、首藤新

八君、中崎敏君及び加藤清二君等と、熱心な質疑応答が行われたのであります。その主要な論点は、かねがね問題になっておりましたところの、商工組合中央金庫の金利は、最近の金融緩慢の折柄いささか高きに失するをもつて、これを引き下げることが望ましいというところに尽きておりますが、なおその詳細は会議録を御参照願います。

同日質疑を終了し、討論を省略し、直ちに採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案通り可決された次第であります。

なお、本案可決後、自由民主党小笠公昭君より附帯決議案が提出せられ、趣旨弁明の後討論に入り、日本社会党田中武夫君より賛成討論が行われたのであります。討論の後採決いたしましたところ、全会一致をもつて可決せられたのであります。決議案の詳細については会議録に譲ります。

次に、高圧ガス取締法の一部を改正する法律案につき御説明いたします。

御承知の通り、現行高圧ガス取締法が施行されましたのは昭和二十六年であります。それ以後高圧ガス工業は急速に進展発展いたし、新しい種類の高圧ガスも出回つて参りました。この

事態に対応して、これに対する規制を強化充実し、あわせて、従来より一段と保安確保の目的を達成するため、二、三の規定を整備改善することの二点が本案の提案された理由であります。

この法律案のおもな改正点は、一、液化酸素の消費者について、災害防止に関する技術上の基準の整備、すなわち、基準に適合せざる場合には、基準適合命令を出し得ることとするともに、液化酸素消費者に、事業の開始とかその施設の変更とかの場合、届出義務を課し、監督の万全を期したこと。

二、災害発生を防止するため、液化酸素の消費者と危険な高圧ガスの販売業者、たとえば最近急増しているプロパンガス取扱業者等に、現場監督に相当する取扱主任者を選任、届出させて、保安上の一切の責任を課したこと。

三、現行法施行以後の物価変動に応じ、各種の手数料等を若干引き上げたこと。以上のほか、高圧ガスを充填する容器に対する表示義務を拡張強化する等、二、三の軽微な関連改正を行なつたのであります。

本法律案は、去る二月七日当委員会に予備付託となり、二月二十一日通商産業大臣より提案理由の説明を聴取したのであります。次いで、参議院にお

いて原案通り全会一致可決した本案が三月五日送付されましたので、翌六日慎重に審議を行なつたのであります。

質疑の内容は、プロパンガスの現況、液化酸素並びにプロパンガス等による事故の状況及び取扱主任者の性格等なことでありましたが、詳細は会議録を御参照願いたいと存じます。

越えて三月七日、討論を省略し、採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決した次第であります。

以上、簡単ではありますが、御報告を終わります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第九 電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第九、電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委

員長の報告を求めます。通信委員長松前重義君。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

電話設備費負担臨時措置法(昭和二十六年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「日本電信電話公社がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日まで」を「日本電信電話公社(以下「公社」という。)がこの法律の施行の日から昭和三十一年三月三十一日まで」に、「日本電信電話公社が定める」を「公社が定める」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 公社は、前条第一項の規定による支払があつた加入電話に係る加入契約がその効力を失つた場合において、その効力を失つた日前五年以内にその加入電話の加入者が同項又は第四条の三第一項の規定による支払をしていないときは、その加入者の支払の額の合計額(その効力を失つた日前五年以内に公社が第四条の四の規定によ

る支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額を加入契約が効力を失った際における加入者に支払わなければならない。

第三条第一項中「日本電信電話公社を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め、同条第二項中「日本電信電話公社」を「公社」に改める。

第四条中「日本電信電話公社」を「公社」に、「同項の規定により支払った額」をその「加入電話の加入者が同項又は第四条の五第一項において準用する第四条の三第一項の規定による支払をした額の合計額（公社が第四条の五第一項において準用する第四条の四の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）」に改める。

第四条の二第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十一年三月三十一日まで」に改める。
第四条の二の次に次の三を加える。

(加入電話の種類の変更の場合の負担等)

第四条の三 第一条第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求をした加入者は、公社が昭和三十一年三月三十一日までにその請求に応ずべき旨の通知を発した場合において、変更後の加入電話の種類と同一の種類と加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払うべき額から、変更前の加入電話の種類と同一の種類と加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により支払うべき額とこの項の規定による支払をした額の合計額（公社が次条の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）とのうちいずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額を支払わなければならない。

2 前項の加入者が同項の規定による支払をしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとす

3 第一条第一項の規定による支払があつた加入電話（公社が昭和二十七年十二月三十一日までに加入申込の承諾の通知を発したものを除く）について種類の変更の請求をした加入者は、公社が昭和三十一年三月三十一日までにその請求に応ずべき旨の通知を発した場合において、変更後の加入電話の種類と同一の種類と加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により引き受けるべき債券の額から、変更前の加入電話の種類と同一の種類と加入電話の加入申込をしたものとした場合に同項の規定により引き受けるべき債券の額とこの項の規定による引受をした債券の額の合計額とのうちいずれか大である額を控除し、残額があるときは、公社が定める期日までに、その残額の債券を引き受けなければならない。

4 前項の加入者が同項の規定による債券の引受をしないときは、公社は、同項の請求に応じないものとする。

第四条の四 公社は、第一条第一項の規定による支払があつた加入電

話について種類の変更の請求に応ずべき旨の通知を昭和三十一年三月三十一日までに発して種類を変更した場合において、その通知を発した日前五年以内にその加入電話の加入者が同項又は前条第一項の規定による支払をした額の合計額（公社がこの条の規定による支払をしているときは、その加入者の支払の額の合計額から公社の支払の額の合計額を控除した残額）から、変更後の加入電話の種類と同一の種類と加入電話の加入申込をしたものとした場合に第一条第一項の規定により支払うべき額を控除し、残額があるときは、その残額をその請求をした加入者に支払わなければならない。

第四条の五 前二条の規定は、公社が第三条第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずる場合に準用する。この場合において、第四条の三第一項及び第三項並びに前条中「加入申込をした」とあるのは「復旧工事が完了した」と、第四条の三第三項中「加入申込の承諾の通知を発した」とあるのは「復旧工事を完了した」と、前条中「その通

知を発した日前五年以内にその加入電話」とあるのは「その加入電話」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、公社が第四条の二第一項の規定による支払があつた加入電話について種類の変更の請求に応ずる場合に準用する。この場合において、第四条の三第一項及び第三項並びに前条中「加入申込をした」とあるのは「設置が完了した」と読み替えるものとする。

第五条第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十一年三月三十一日まで」に改める。

第五条の二第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年三月三十一日までの間」を「昭和三十一年三月三十一日まで」に改め、

「通知を発したときは」の下に、「第四条の三第一項又は第三項（第四条の五において準用する場合を含む）の規定による支払又は債券の引受をするべき場合はその支払又は引受をする外」を加え、同条第二項中「日本電信電話公社」を「公社」に改める。

第五条の三第一項中「日本電信電話公社」を「公社」に、「昭和三十一年

三月三十一日までの間を「昭和三十一年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「日本電信電話公社」を「公社」に改める。

第五条の四中「日本電信電話公社」を「公社」に改める。

第六条の二中「日本電信電話公社」を「公社」に、又は第三条第一項の加入者を、第三条第一項の加入者、

第四条の二第一項の加入申込に係る権利を有する者又は第四条の三第三項(第四条の五において準用する場合を含む。)の種類の変更の請求をした加入者」に改める。

附則

この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔松前重義君登壇〕

○松前重義君 ただいま議題となりました電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案に関し、通信委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

本法律案は政府提出にかかるものでありまして、その内容は大別して二つの事項に分けられるのでございまして、その一つは、現在、加入電話の設

置、戦災電話の復旧等に際しましては、電話設備費負担臨時措置法の規定により、設備費の一部を加入申込者等に負担させることになっておるのであります。この法律の期限は本年三月三十一日までとなつておるのを、さらに五カ年間延長しようとするのであります。その二は、加入電話の種類変更の際における負担の調整に関する規定を追加しようとするものであります。

政府が提案理由といたしますところは、わが国の電話事業は、戦後十カ年の経営、なかなか、昭和二十八年年度以降においては、拡充五カ年計画の実施により、戦前を凌駕する復興の成果を上げ得たのであるが、現状をもつては、なお国民の要望に期待するところと相隔たること遠いのであつて、たとえば、電話の普及率をもつて見て、人口百人当たりわずか三・五で、国際水準をはるかに下回つており、局舎、機械、線路等の基礎設備も著しい不足を告げておるのみならず、有線長距離回線の増設、町村合併に伴う施設の統合、無電話部落の解消等、施設面においても、サービス面においても、改善整備の必要に迫られておる事項が山積している、これを電話の供給

状況について見ても、加入申し込みをしながら架設に至らない、いわゆる積滞申し込みの数は、三十年代末において約四十二万に達し、しかも、新規需要が旺盛であるため、毎年十九万程度の増設を行なつても、需給の不均衡は当分解消の見込みがないという状態である、従つて、少くとも現在実施中の五カ年計画程度の規模の電話施設の拡充は、この数年間継続実施の必要が存するのであるが、これに要する建設資金

年額約六百億円のうち約百億円は、従来、電話設備費負担臨時措置法に基いて、加入申込者等が負担する負担金及び電信電話債券によつてまかなわれてゐるのであるから、もしこの法律が効力を失うときには、電話拡充計画は有力なる資金源を失ふこととなり、現在までおこなつておられた進捗を見た第一次五カ年計画は中途において陸路する結果を来し、国民要望の的たる電話事業の拡充に重大なる支障を及ぼすことになるから、この臨時措置法の効力を昭和三十六年三月末まで五カ年間延長することとしたいのであります。なお、負担の調整に関する規定の趣旨は、現行法には加入電話の種類変更の場合の規定がないため、二重負担等の不合理を生ずる事態も生ずるので、新

たに必要な規定を設け、合理化をはかるうとするものであります。

以上が本法律案の内容及び理由でございますが、通信委員会におきましては、去る二月十日本案の付託を受けまして以来、数回にわたつて会議を開き、まず政府の提出理由の説明を聴取し、さらに政府及び日本電信電話公社当局に對しあらゆる角度から質疑を行い、慎重審議を行つたのであります。

これらの質疑応答のうち重要な二、三の問題について簡単に申し上げます。一、電話施設の拡充資金の調達源は、財政資金の借入れ、債券の公募等による外部資金及び電公社の自己資金に求むべきではないか、これを電話加入申込者に負担せしめることは、電話を一部富裕階級だけの利便に供する結果となるのではないかと、この問題に對し、政府は、これらの外部資金及び自己資金にはおのずから限度があるので、必要とする建設資金を確保するために、受益者にその一部を負担してもらうことはやむを得ない措置である、また、現在においては、かかる負担のもとにおいても、なおかつ電話架設を要望する声が熾烈であるから、電話普及政策に反するものとは考へられないと答弁しております。次

に、この臨時措置法は、立法當時は、五カ年後には廃止し得る見通しのもとに、これを時限法としたのではない

か、また、現状においてやむを得ない措置であるとしても、将来はなるべくすみやかに打ち切るべきであつて、これをさらに五カ年間延長するのは長きに過ぎるのではないかと質疑に對し、政府は、目下の情勢では、今後五カ年の延長を必要と認める、ただし、法律は負担額の最高限を定めておるのであつて、電話の種類別、級地別の負担額は制限額の範囲内で政令で定めることになつてゐるから、将来、事情が許せば、延長期限内においても、できるだけ負担を軽減するよう措置する旨答えております。また、このように建設資金の不足に悩んでゐる電電公社に對し別途市町村納付金を課すること、は、国の施策として矛盾ではないかと質疑に對して、政府は、公社に対する関係のみについていえばその通りであるが、他面地方財政再建のためやむを得ず納付金制度をとつたのであると答へ、さらに、戦災電話の復旧の場合にも設備費の負担を課することは酷ではないかという問いには、政府は、この場合も新規増設と同様の建設費を要するので、負担を全免することはでき

ないが、新しい加入申し込みの場合に比し、若干負担を低減している旨答弁いたしております。

かくして、委員会は、三月七日本案に対し質疑を終了し、引き続き討論を行なったのでありますが、その際、自由民主党を代表して秋田大助君、日本社会党を代表して八木昇君は、いずれも本案に賛成の意見を述べられ、次いで採決の結果、全会一致をもって本案を可決いたしました次第であります。

なお、本案の議決後、日本社会党森本靖君より次の附帯決議案の提出があり、これまた全会一致をもって議決を見たのであります。

附帯決議

およそ電話施設の建設に要する資金は、企業体の自己資金をもつて賄い得ないところは、国家資金、財政資金の借入或は公社債の公募等の方法によつてこれを調達すべきであつて、電話加入申込者等受益者の負担にまつことは、事業の公共的性格からいって、努めて避けなければならぬ。この見地からすれば、電話設備費負担臨時措置法による受益者負担は、急速な拡充を必要とする電話事業の現状と、これに要する資金を十分に供給し得ない国家財政並

びに公社収支割下の状態よりする已むを得ざるに出た措置といふべきである。よつて政府及び公社当局においては、将来事情が許す限りなるべく速かに、かかる臨時措置を打切る方針の下に、できうれば負担法の延長期間内においても加入申込者等の負担を軽減すべき適當の方策を講ずべきである。

右決議する。

以上でございます。

これをもって御報告を終わります。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第十 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第十、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員会理事保科善四郎君。

法務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十一年二月二十四日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 益谷秀次殿

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律

法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のように改正する。

別表四府中刑務所の項中「東京都北多摩郡府中町」を「東京都府中市」に、鳥取刑務所の項中「鳥取県高田郡大正村」を「鳥取市」に、釧路刑務所の項中「佐賀県三養基郡麓村」を「鳥栖市」に、青森刑務所の項中「青森県東津軽郡荒川村」を「青森市」に、札幌刑務所の項中「北海道札幌市札幌区」を「札幌市」に、水戸少年刑務所の項中「茨城県那珂郡勝田町」を「勝田市」に改める。

関東医療少年院の項中「東京都北多摩郡府中町」を「東京都府中市」に、神奈川少年院の項中「神奈川県高座郡相模原町」を「相模原市」に、印刷少年院の項中「千葉県印旛郡船橋村」を「千葉県印旛郡印西町」に、水府学院の項中「茨城県東茨城郡川根村」を「茨城県東茨城郡茨城町」に、茨城県学院の項中「茨城県稲敷郡奥野村」を「茨城県稲敷郡牛久町」に改め、宇都宮少年院の項を削り、榛名女子学園の項中「群馬県群馬郡桃井村」を「群馬県北群馬郡桃井村」に、静岡少年院の項中「静岡県安撫郡美和村」を「静岡市」に、有明高原寮の項中「長野県南安曇郡有明村」を「長野県南安曇郡穂高町」に、河内少年院の項中「大阪府河内郡石切町」を「枚岡市」に、神戸再度山学院の項中「神戸市生田区」を「神戸市」に、加古川学園の項中「兵庫県加古郡八幡村」を「加古川市」に、明德少女苑の項中「愛知県愛知郡天白村」を「名古屋市」に、愛知少年院の項中「愛知県西加茂郡保見村」を「愛知県西加茂郡兼松町」に、岐阜少年院の項中「岐阜県稲葉郡各務村」を「岐阜県稲葉郡龍沼町」に、富山少年学院の項中「富山県上新川郡福沢村」を「富山県上新川郡大

山町」に、貴船原少女苑の項中「広島県佐伯郡観音村」を「広島県佐伯郡五日市町」に、新光学院の項中「山口県熊毛郡佐賀村」を「山口県熊毛郡平生町」に改め、同項の次に次の一項を加える。

岡山少年院 岡山県都窪郡妹尾町

別表五美保少年院の項中「鳥取県西伯郡大津村」を「米子市」に改め、大分少年院の項の次に次の一項を加える。

中津少年学 中津市

別表五人吉農学院の項中「熊本県球磨郡木上村」を「熊本県球磨郡錦村」に、置賜学院の項中「山形県東置賜郡上郷村」を「米沢市」に改め、千歳少年院の項の次に次の一項を加える。

葉明女子学 北海道空知郡歌志内町

別表五四国少年院の項中「香川県仲多度郡善通寺町」を「善通寺市」に改め、福岡少年鑑別所の項の次に次の一項を加える。

小倉少年鑑 小倉市

附則
この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

昭和三十一年三月八日 衆議院會議録第十九号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔保科善四郎君登壇〕

○保科善四郎君 たいま議題となり
ました法務省設置法の一部を改正する
法律案につきまして、内閣委員会にお
ける審議の経過並びに結果を御報告申
し上げます。

まず、本案の要旨について説明申し
上げますと、その第一は、広島矯正管
区内の少年院に送致される少年がかな
り増加しておりますので、岡山県に少
年院一カ所を新設することでありま
す。第二は、精神薄弱少年を収容して

いる福岡少年院分院の良志寮並びに女
子少年を収容しております北海少年院
分院の紫明寮を、それぞれ特殊性にかん
がみ、いずれも本院に昇格させ、その
整備充実をはかることにも、福岡少年
院別所の分所たる小倉鑑別支所も、そ
の収容人員及び施設の整備状況が他の
本院たる少年鑑別所と比べて何ら遜色
がないので、これを本所に昇格させ、
さらに整備することでもあります。第三
は、宇都宮少年院が火災によりまして
施設の大部分を失いましたが、同じ管
区内にある他の少年院の収容能力に相
当の余裕がありますので、これを廃止

することです。第四は、市町村
の廃置分合に伴い、刑務所、少年院等
の位置を改称することでもあります。
本案は、二月九日当委員会に予備付
託され、二月二十四日あらためて本付
託となったものであります。
委員会におきましては、二月十四日
政府の説明を聞き、昨七日質疑を終了
し、討論省略、採決の結果、全会一致
をもって原案通り可決いたしました。
右、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたし
ます。本案は委員長報告の通り決する
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
と認めます。よって、本案は委員長報
告の通り可決いたしました。
国会議員の選挙等の執行経費の基
準に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出)
○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急
動議を提出いたします。すなわち、こ
の際、内閣提出、国会議員の選挙等の
執行経費の基準に関する法律の一部を
改正する法律案を議題とし、委員長

の報告を求め、その審議を進められん
ことを望みます。
○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の
動議に御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なし
と認めます。よって、日程は追加せら
れました。
国会議員の選挙等の執行経費の基準
に関する法律の一部を改正する法律案
を議題といたします。委員長の報告を
求めます。地方行政委員長大矢省三
君。

第十三条第一項各号列記以外の部分中「第十二条」を「前条」に改め、同条同項第一号から第六号
までを次のように改める。

一 都道府県

選挙 人の 数	五十万人 未満	五十万人 以上 一百万 人未満	一百万人 以上 二百五十 万人未満	二百五十 万人以上 五百万人 未満	五百万人 以上 一千万人 未満	一千万人 以上 三千万人 未満	三千万 人以上
金額 円	三、五七〇、〇〇〇	三、六八〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、二五〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	四、七五〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 大都市

四 区

選挙 人の 数	五万人 未満	十万人 以上 二十万人 未満	二十万人 以上 三十万人 未満	三十万人 以上 五十万人 未満	五十万人 以上
金額 円	三、三三〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	四、二五〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇

五市

選挙人の数	金額
三万人未満	一五二、八五〇円
三万人以上五万人未満	二二五、四一〇円
五万人以上十万人未満	三七三、七一六円
十万人以上十五万人未満	五六一、二八六円
十五万人以上	七五五、三一六円

六町村

選挙人の数	金額
一千人未満	一三六、六六六円
一千人以上二千人未満	一六四、七六六円
二千人以上三千人未満	三三六、六六六円
三千人以上五千人未満	三八四、九六六円
五千人以上一万人未満	五〇〇、三六六円
一万人以上二万人未満	七〇九、六六六円
二万人以上	九一八、九六六円

第十三条第二項第一号から第六号までを次のように改める。

一 都道府県

選挙人の数	金額
五十万人未満	二四〇、七〇〇円
五十万人以上一百万人未満	二八〇、八〇〇円
一百万人以上二百万人未満	三六九、九六六円
二百万人以上三百万人未満	四二九、九六六円
三百万人以上四百万人未満	四八九、九六六円
四百万人以上五百万人未満	五四九、九六六円
五百万人以上	五七〇、〇〇〇円

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔大矢省三君登壇〕

○大矢省三君 ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。御承知のごとく、今次国会におきまして公職選挙法の一部が改正せられることとなり、これに伴い都道府県及び

市町村の選挙管理委員会の選挙執行に要する経費の基準に若干の変動が生ずることとなりますので、ここに本改正案が提出せられたのであります。

改正の内容は、第一に、衆議院議員及び参議院地方選出議員の個人演説会告示用ポスターの制度が廃止せられるに伴い、その経費に関する規定を削除すること、第二に、候補者の使用する選挙運動用ポスターの枚数が増加せられるのに伴い、ポスター用紙の経費の

額を増額すること、第三に、参議院地方選出議員の選挙期日の告示が、現行法では三十日前に行われるとあるのを、二十五日前と改め、従って、選挙期間が短縮されることとなったのに伴い、選挙事務に要する経費を減額すること、以上の三点であります。

本法案は、去る二月十六日本委員会に付託、同二十九日太田自治庁長官より提案理由の説明を聴取し、本三月八日質疑を終了、討論を省略し、採決の

二 都道府県の支庁又は地方事務所

三 大都市

四 区

五市

選挙人の数	金額
三万人未満	五九、九三〇円
三万人以上五万人未満	六三、七九〇円
五万人以上十万人未満	九三、七七六円
十万人以上十五万人未満	一三一、五九六円
十五万人以上	一三一、五九六円

六町村

選挙人の数	金額
一千人未満	六三六、六六六円
一千人以上二千人未満	六三六、六六六円
二千人以上三千人未満	二二八、八六六円
三千人以上五千人未満	二二八、八六六円
五千人以上一万人未満	二二八、八六六円
一万人以上二万人未満	二二八、八六六円
二万人以上	二二八、八六六円

附 則

- この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第 号）の施行の日から施行する。
- この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお、従前の例による。

結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決しました。

なお、本法案に対しては、全会一致をもって次のごとき附帯決議が附せられました。

附帯決議

選挙執行の基準経費については立会人の日当等頗る過少であると認められる。依つて政府は速かに之が対策を講ずべきである。

以上、御報告を申し上げます。

○副議長（杉山元治郎君） 採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（杉山元治郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和三十一年三月八日 衆議院會議録第十九号 議長の報告

○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時八分散会

出席國務大臣

法務大臣 牧野 良三君
通商産業大臣 石橋 湛山君
郵政大臣 村上 勇君
出席政府委員

内閣官房副長官 松本 龍藏君
自治政務次官 早川 崇君
大蔵政務次官 山手 滿男君
農林政務次官 大石 武一君

朗読を省略した報告

一、去る六日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律

在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律

一、去る六日本院は衆議院議員島上善五郎君が選挙制度調査会委員に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

一、昨七日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十五条に関するもの)の批准について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等に関するもの)の批准について承認を求めるの件

一、昨七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路整備特別措置法
日本道路公団法

一、今八日、内閣総理大臣から、宛春対策審議会委員に本院議員田中伊三

次君、同松岡松平君、同中山マサ君、同眞鍋誠十君、同神近市子君、同吉田賢一君、参議院議員井上清一君、同一松定吉君、同藤原道子君及び同宮城タマヨ君を任命するについて、国会法第三十九条但書の規定により本院の議決を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る六日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

文教委員会

理事 加藤 精三君(理事加藤精三君去る三日委員辞任につきその補欠)

理事 鈴木 義男君(理事鈴木義男君去る二日委員辞任につきその補欠)

理事 今松 治郎君(理事今松治郎君去る三日委員辞任につきその補欠)

一、去る六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 田村 元君
地方行政委員 堀内 一雄君
法務委員 池田 清志君 横井 太郎君

外務委員 池田正之輔君 植原悦二郎君
江崎 真澄君 高岡 大輔君
松田竹千代君 大橋 武夫君
中垣 國男君 平野 三郎君
三田村武夫君 坊 秀男君

大蔵委員 文教委員 高津 正道君 伊瀬幸太郎君
山下 榮二君

社会労働委員

大橋 武夫君 中村 梅吉君
高岡 大輔君
農林水産委員 伊瀬幸太郎君 田中幾三郎君
高津 正道君 松本 俊一君

商工委員 運輸委員 通信委員 平野 三郎君 松浦周太郎君
植原悦二郎君 伊瀬幸太郎君

建設委員 山下 榮二君 伊瀬幸太郎君

予算委員 三田村武夫君 山本 勝市君
川俣 清吉君 松田竹千代君

一、去る六日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 堀内 一雄君 横井 太郎君
地方行政委員 小澤佐重喜君
法務委員 池田正之輔君 田村 元君
外務委員 池田 清志君 平野 三郎君
中垣 國男君 大橋 武夫君
三田村武夫君 高岡 大輔君
江崎 真澄君 植原悦二郎君
松田竹千代君 中村 梅吉君

大蔵委員

文教委員

伊瀬幸太郎君 山下 榮二君
高津 正道君
大橋 武夫君 坊 秀男君
高岡 大輔君
農林水産委員 伊瀬幸太郎君 川俣 清吉君
高津 正道君
商工委員 運輸委員 通信委員 山本 勝市君
堀内 一雄君
建設委員 伊瀬幸太郎君 山下 榮二君
松田竹千代君 松本 俊一君
田中幾三郎君 三田村武夫君

外務委員

池田 清志君 田中 繪男君
大蔵委員 遠藤 三郎君 内藤 友明君
石田 博英君 木村 文男君
社会労働委員 越智 茂君 菅野和太郎君
千葉 三郎君 濱野 清吉君
坊 秀男君 赤松 勇君
木崎 茂男君 柳瀬 彌三君
渡瀬元三郎君 徳田與吉郎君
山中 貞則君 菅野和太郎君

外務委員

池田正之輔君 赤松 勇君
大蔵委員 石田 博英君 木村 文男君
遠藤 三郎君 内藤 友明君
社会労働委員 木崎 茂男君 山中 貞則君
徳田與吉郎君 柳瀬 彌三君
渡瀬元三郎君 田中 繪男君
越智 茂君 濱野 清吉君
坊 秀男君 千葉 三郎君
菅野和太郎君

国土総合開発特別委員

伊藤 郷一君
一、去る六日委員長から提出した議案は次の通りである。
所得税法の一部を改正する法律案 (大蔵委員長提出)
一、去る六日内閣から提出した議案は次の通りである。
昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

物品管理法 (内閣提出第九七号)

(子) 大蔵委員会 付託
中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (内閣提出第九九号)(子)
農林水産委員会 付託
機械工業振興臨時措置法案 (内閣提出第九八号)(子)
商工委員会 付託
会計検査院法の一部を改正する法律案 (内閣提出第九六号)(子)
決算委員会 付託

物品管理法 (内閣提出第九七号)

一、去る六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案
在外公館等借入金金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案
一、去る六日議員から次の議案を撤回する旨の申出があった。
鳩山首相の引退勧告決議案 (淺沼稻次郎君外四名提出)
一、昨七日議員から提出した議案は次の通りである。
違憲裁判手続法案 (鈴木茂三郎君外十二名提出)
裁判所法の一部を改正する法律案 (鈴木茂三郎君外十二名提出)
物品税法を廃止する法律案 (春日一幸君外十二名提出)
酒税法の一部を改正する法律案 (春日一幸君外十二名提出)
外資に関する法律の一部を改正する法律案 (春日一幸君外十二名提出)
銀行法の一部を改正する法律案 (春日一幸君外十二名提出)
一、昨七日内閣から提出した議案は次の通りである。
昭和二十三年六月三十日以前に給付

農林水産委員

赤澤 正道君 伊東 岩男君
大森 玉木君 木村 文男君
白井 莊一君 柳瀬 彌三君
内藤 友明君 坊 秀男君
通信委員 石田 博英君 伊藤 好道君
遠藤 三郎君 井手 以誠君
予算委員 白井 莊一君 大森 玉木君
決算委員 一、昨七日議長において、次の通常任委員の補欠を指名した。
地方行政委員 越智 茂君 千葉 三郎君
木崎 茂男君 徳田與吉郎君
池田 清志君

農林水産委員

柳瀬 彌三君 坊 秀男君
白井 莊一君 内藤 友明君
大森 玉木君 赤澤 正道君
木村 文男君 伊東 岩男君
通信委員 遠藤 三郎君 井手 以誠君
石田 博英君 伊藤 好道君
予算委員 大森 玉木君 白井 莊一君
決算委員 一、昨七日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。
国土総合開発特別委員 首藤 新八君
一、昨七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

物品管理法 (内閣提出第九七号)

一、去る六日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
特殊土じ、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
所得税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
関稅定率法の一部を改正する法律案
租稅特別措置法等の一部を改正する法律案
就學困難な児童のための教科用圖書の給与に対する国の補助に関する法律案
東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

物品管理法 (内閣提出第九七号)

一、去る六日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
特殊土じ、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
所得税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
関稅定率法の一部を改正する法律案
租稅特別措置法等の一部を改正する法律案
就學困難な児童のための教科用圖書の給与に対する国の補助に関する法律案
東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

物品管理法 (内閣提出第九七号)

一、去る六日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。
特殊土じ、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案
一、去る六日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。
所得税法の一部を改正する法律案
砂糖消費税法の一部を改正する法律案
関稅定率法の一部を改正する法律案
租稅特別措置法等の一部を改正する法律案
就學困難な児童のための教科用圖書の給与に対する国の補助に関する法律案
東北興業株式会社法の一部を改正する法律案

昭和三十一年三月八日 衆議院會議第十九号 議長の報告

事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案

道路運送法の一部を改正する法律案

一、昨七日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和三十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出第一〇一号)

道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇二号)

運輸委員会 付託

一、昨七日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

所得税法の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)

一、昨七日参議院において、次の件を議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する議

定書(第四十五条に関するもの)の批准について承認を求めるの件

国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等に関するもの)

の批准について承認を求めるの件

一、昨七日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

道路整備特別措置法案

日本道路公団法案